平成２７年（フ）第１４１４号
埼玉県川口市戸塚東２丁目31番13号
債務者　和泉かおり（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４３７号
さいたま市西区三橋５丁目2151番地８
債務者　栗原未奈子（旧姓久慈）
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４４１号
埼玉県入間市大字下藤沢132番地２　パルヴィラージュＣ202
債務者　天野　壮介
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６７８号
埼玉県富士見市東みずほ台２丁目19番地21セプテンバーサーティ407
債務者　高木　純子
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１６５号
新潟県長岡市中沢１丁目1949番地１　プリシェールＫ－Ⅱ105号室
債務者　下村　宰史
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１０８号
山口県宇部市上野中町12番２－102号
債務者　小田　信吉
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第１０９号
山口県宇部市上野中町12番２－102号
債務者　小田　　操
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第４４号
岩手県二戸市浄法寺町漆沢中前田１番地５
債務者　阿部　正美
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２８年（フ）第１号
宮城県石巻市渡波字梨木畑78番地12
債務者　皆川　英司
1　決定年月日時　平成28年１月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第６７９号
埼玉県所沢市和ケ原１丁目687番地の13　旭荘102
債務者　早乙女剣二
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１６０７号
名古屋市中村区上石川町１丁目26番地　サンシティ上石川203号、従前の住所名古屋市中村区深川町２丁目37番地　栄荘１号
債務者　藤井　重子
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２４５号
岡山県倉敷市西阿知町西原851番地33
債務者　西懸　友宏
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第２５４号
岡山県倉敷市玉島阿賀崎２丁目６番22号
債務者　井上　裕子
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第２０７６号
札幌市清田区美しが丘３条６丁目１番３－801号
債務者　佐々木千穂
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１０６号
札幌市豊平区平岸３条９丁目８番14号　パレス富士６号
債務者　堀　　英昭
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１１９号
札幌市北区太平７条６丁目４番７号
債務者　佐藤　孝志
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１３７号
札幌市北区北28条西15丁目３番１－203号
債務者　白澤ちひろ（旧姓折笠）
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部